

国保・年金だより

◆「ねんきんダイヤル」へのかけ間違いに注意を

電話での年金相談は、「ねんきんダイヤル」で受け付けています。が、間違った電話が多くなっています。

電話をかける際は、間違いのないように十分に注意してください。

「ねんきんダイヤル」は次の10桁の番号です。

0570・05・1165

(イイロウゴ)

※IP電話・PHSからは

03・6700・1165

(イイロウゴ)

◆インターネットで年金加入記録をいつでも確認できます

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp>)では、24時間いつでもご自分で年金加入記録をいつでも確認できます。

■お詫びと訂正
【広報ふっさ】7月1日号

申込みから発行までには、2週間以上の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

問合せ立川社会保険事務所

523・0351

●免除の対象となる所得の目安(平成19年度)

免除等種類	所得の目安			一部納付額(月額)	年金額の計算
	単身	※2人	※4人		
若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円	――	――
全額免除	57万円	92万円	162万円	――	3分の1
4分の1納付	93万円	142万円	230万円	3,530円	2分の1
半額納付	141万円	195万円	282万円	7,050円	3分の2
4分の3納付	189万円	247万円	335万円	10,580円	6分の5

※「2人世帯」は、夫婦のみで、夫か妻のどちらかに所得がある場合
※「4人世帯」は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

の年金個人情報を確認できスを行っています。
年金個人情報提供サービスでは次の確認ができます。

○厚生年金・船員保険の標準報酬月額・標準賞与額
○公的年金制度の加入履歴

2ページの「平成19年度申請免除の受付をします」の記事中、「免除の対象となる所得の目安」の表に誤りがあります。したので、左表のとおり訂正してお詫びします。

●国民健康保険記念品は廃止されました
「国民健康保険記念品」は、1年間療養の給付及び療養費の支給を受けなかつた世帯を対象に贈呈し、引き続き健康の維持を図ることを目的として実施していました。

◆国民健康保険記念品

平成19年度はヘルスアッ

プ事業を行い、平成20年度からは新たに特定健診・特

定保健指導が義務付けられ、将来生活習慣病になら

ないよう積極的に健康への

支援をすることになります。

たので、この事業は廃止し

ました。

●ご存じですか老人医療の額認定証

老人医療受給者証をお持

ちで市民税非課税世帯(同

じ世帯の全員が市民税非課

税)の方は入院の際、市役所

の窓口に申請すると「老人

医療の限度額適用・標準負

担額減額認定証」が交付さ

れます。

これを医療機関の窓口で

提示すると、入院した時に

窓口で支払う一部負担金と

入院時の食事代が減額され

ます。入院をする前に手続

きにお越しください。

●ご存じですか老年者に係る住民税非課税措置の廃止

老年者に係る住民税非課

税措置の廃止により、低所

域内に係る住民税非課

税措置の廃止により、低所

税措置の廃止により、低所